

## 議案議第2号についての反対討論（要旨）

2018/3/20

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま提案されました議案議第2号「鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例制定の件」について、反対する立場で、その理由を述べ、討論いたします。

この間、議会運営委員会の中に、議員定数等検討委員会が設置され、この間、16回に及ぶ会議が開催され、丁寧な議論が積み重ねられてきました。我が会派は、交渉会派でないために、無所属とともに、オブザーバーという立場であり、そのこと自体は、不本意でありましたが、委員会の中では、正規の委員と同様に、議論を交わしてきました。

私が、本条例案に反対するのは、この中の選挙区の在り方についてであります。今回の条例案では、選挙区については、前回同様の選挙区となっています。

選挙区ごとの定数を見ると、全21選挙区中、1人区が13選挙区で、全体の62%、2人区が4選挙区、3人区が1選挙区、4人区が2選挙区、となっています。最大は、鹿児島市・鹿児島郡区の18です。

これらを、附則において、離島、へき地への配慮として、鹿児島市・鹿児島郡区を1減として、西之表市及び熊毛郡区と奄美市及び大島郡龍郷町区をそれぞれ1増とすることには、反対するものではありません。

今回の検討にあたって、2日間にわたって、6名の参考人の方たちより、ご意見を伺いましたが、選挙区については、6人中5人の参考人が、任意合区など、1人区を解消し、多様な意見を反映させることが好ましいという意見でありました。

委員会での検討でも、議会運営委員会に報告された「まとめ」にあるように、自民党会派を除いて、配当基数が0.5以上1.0未満の選挙区については、任意合区とすることを求める意見でありました。

現状の選挙区では、一人区が21選挙区中11選挙区、実に半数以上にも及んでいます。

一人区においては、最小で51%の得票率で当選することになり、残り49%の民意は反映されない、いわば死に票となってしまいます。

本県議会において、一人区は、すべて、最大会派の自民党の議席です。もちろん、有権者の選択には、それなりの理由があることでしょう。自民党候補者が第1位であることをとやかく言うつもりは全くありません。

私が問題視しているのは、一人区においては第2位以下の候補者が議員となる機会がない、ということです。第1位でないと議員になれないことが、立候補を抑制し、結果、無投票選挙となることに結びついていると思われます。

本議会の選挙区で最大の定数である鹿児島市・鹿児島郡区は、定数17のうち、最大会派の自民党は8名、選挙区内の議席占有率は47%、第2会派の県民連合と第3会派の公明党

がそれぞれ3名、議席占有率それぞれ17.3%、共産党1名、議席占有率5.8%、他、無所属2名となっています。これこそ、有権者の多様な意思を反映した選挙区と言えるのではないのでしょうか。

また、一人区の解消は、一票の格差の是正にも結びつきます。

国政においては、衆議院の小選挙区制度によって、自民党は、得票率が40%台で、7割を越える議席を獲得するという、弊害を生み出しています。

本県議会でも、多様な民意を反映できる県議会とするために、一人区の解消のための努力をすべきであります。

以上、一人区を温存する選挙区の在り方に反対する立場から、本議案に反対するものであります。

以上、討論を終わります。